

# 貨物自動車運送事業者支援金

## 事業概要

新型コロナウイルス感染症禍において、燃油価格高騰により影響を受けている貨物自動車運送事業者に対し、経費の一部を支援することで、燃料費負担の軽減を図ることを目的として支援します。

## 対象事業者

羽幌町内に本社又は営業所等を設置し、令和4年10月1日時点及び申請日時点において事業を営み、かつ引き続き事業を継続する意思のある事業者で以下の者

- ①自動車運送業許可を受けている貨物自動車運送業事業者
- ②貨物軽自動車運送業の届出をしている貨物自動車運送業事業者

## 支援内容

- ①事業者が所有する運送業用車両(緑ナンバー車両に限る。)一台につき5万円。(上限20台100万円)
- ②事業者が所有する運送業用車両(黒ナンバー車両に限る。)一台につき3万円。(上限20台60万円)

## 必要書類

- 支援金支給申請書兼請求書(別記様式第1号)
- 自動車運送業許可証又は貨物軽自動車運送業証明願の写し
- 対象となる車両を証する書類の写し(車検証等)
- 誓約書

## 申請期限

令和4年12月30日(金)まで

## 提出先・お問合せ先

羽幌町商工観光課商工労働係  
TEL 0164-68-7007(課直通)  
mail s-roudou@town.haboro.lg.jp

